

## 柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市空き家バンク制度要綱（以下「制度要綱」という。）に規定する空き家バンク制度を利用した子育て世代の定住を促進するため、空き家の購入に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 制度要綱第4条第2項に規定する柳井市空き家バンク登録台帳に登録された空き家をいう。
- (2) 名義人 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により登記記録の権利部に所有者として記録されている者をいう。
- (3) 定住 住民として永住の意思を持って居住し、3年以上継続して柳井市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が住所地にあることをいう。
- (4) 子 次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 補助対象となる空き家の名義人となった日の属する年度の3月31日時点で15歳以下の者であって、当該申請をする者と同居し、かつ、その者に養育される者
  - イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく、本市の住民基本台帳に記録され、第5条第1項の規定による申請者との続柄が子になる者

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象となる空き家の名義人となった日に、本人又は同居の配偶者が40歳以下であること。
  - (2) 補助金の申請時において、前条第4号に規定する子があること。
- 2 第1項に該当する者のうち、補助金の申請時において、次に掲げる各号全ての要件を満たす空き家の買主でなければならない。
- (1) 制度要綱第7条第2項で規定する柳井市空き家バンク利用者登録台帳に登録されている者であること。
  - (2) 定住を目的として、補助対象となる空き家を購入（以下「購入空き家」という。）し、名義人となること。
  - (3) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
  - (4) 世帯全員が購入空き家以外に居住用不動産を所有していないこと。
  - (5) 世帯全員が柳井市において個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(6) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 補助対象となる空き家の売主と3親等以内の親族でないこと。

(8) 補助対象となる空き家に3年以上居住する見込みであること。

（補助金の額）

第4条 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は、50万円を限度とする。ただし、空き家の購入に要した経費の実支出額から当該実支出額に係る消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空き家購入費の領収書の写し

(2) 家屋の登記事項証明書の写し

(3) 申請者の住民票の写し（続柄の記載がある世帯票）

(4) 世帯全員の固定資産評価証明書

(5) 世帯全員の市税完納証明書

(6) 定住誓約書兼同意書（別記第2号様式）

(7) 暴力団に該当しない旨の誓約書兼同意書（別記第3号様式）

(8) 補助対象となる空き家の売主と3親等以内の親族でないことの宣誓書（別記第4号様式）

(9) 申請者が当該空き家に3年以上居住することの宣誓書（別記第5号様式）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、購入空き家が共有名義の場合は他の共有名義者が記入した柳井市子育て世代空き家購入費補助金共有名義者承諾書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項による申請は、購入空き家の名義人となった日から起算して1年以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。また、補助金の交付が適当ではないと認めるときは、柳井市子育て世代空き家購入費補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

る。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた交付決定者は、柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付請求書(別記第9号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に市外に転出したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、柳井市子育て世代空き家購入費補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、柳井市子育て世代空き家購入費補助金返還命令書(別記第11号様式)により補助金の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により返還を命じた交付決定者にやむを得ない特別な事由があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月2日から令和6年7月1日までに取得家屋の名義人になった者の申請期間は、第5条第3項の規定にかかわらず、1年3か月以内とする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。